

1. 介護保険における住宅改修の制度について

【介護保険における住宅改修の目的とは】

介護保険制度の目的（介護保険法第 1 条）

利用者が「尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む」こと。

在宅介護の重視（介護保険法第 2 条第 4 項）

「保険給付の内容及び水準」は、「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」



介護保険における住宅改修は、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、福祉用具と共に住環境を整えることを目的とする。

【住宅改修の基本的な考え方】

・在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

・一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度が低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険の給付対象は小規模なものとならざるを得ない。

平成 10 年 8 月 24 日開催「第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会」（資料より抜粋）

「心身の状況、住宅の状況を勘案して必要と認められる場合に限り支給する。」

介護保険法施行規則第 74 条（第 93 条）



介護保険による住宅改修は、在宅で自立した日常生活を送るための、必要最小限かつ、個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事を支給対象とする。

従って、「老朽化に伴う改修（資産の更新）」、「新築、増築（資産の形成）」、「日常生活上必要でない動線（趣味嗜好、リハビリ目的）への改修」は、介護保険の給付対象外となる。

【介護保険の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方】

- ・いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下・玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- ・住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとせざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- ・なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も少額なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多彩な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

平成 10 年 8 月 24 日開催「第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会」（資料より抜粋）



住宅改修の範囲

① 手すりの取り付け

「廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの」

② 段差の解消

「居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げが想定される」

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

「具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更が想定される」

④ 引き戸等への扉の取替え

「開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる」

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

「和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される」

⑥ その他上記①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

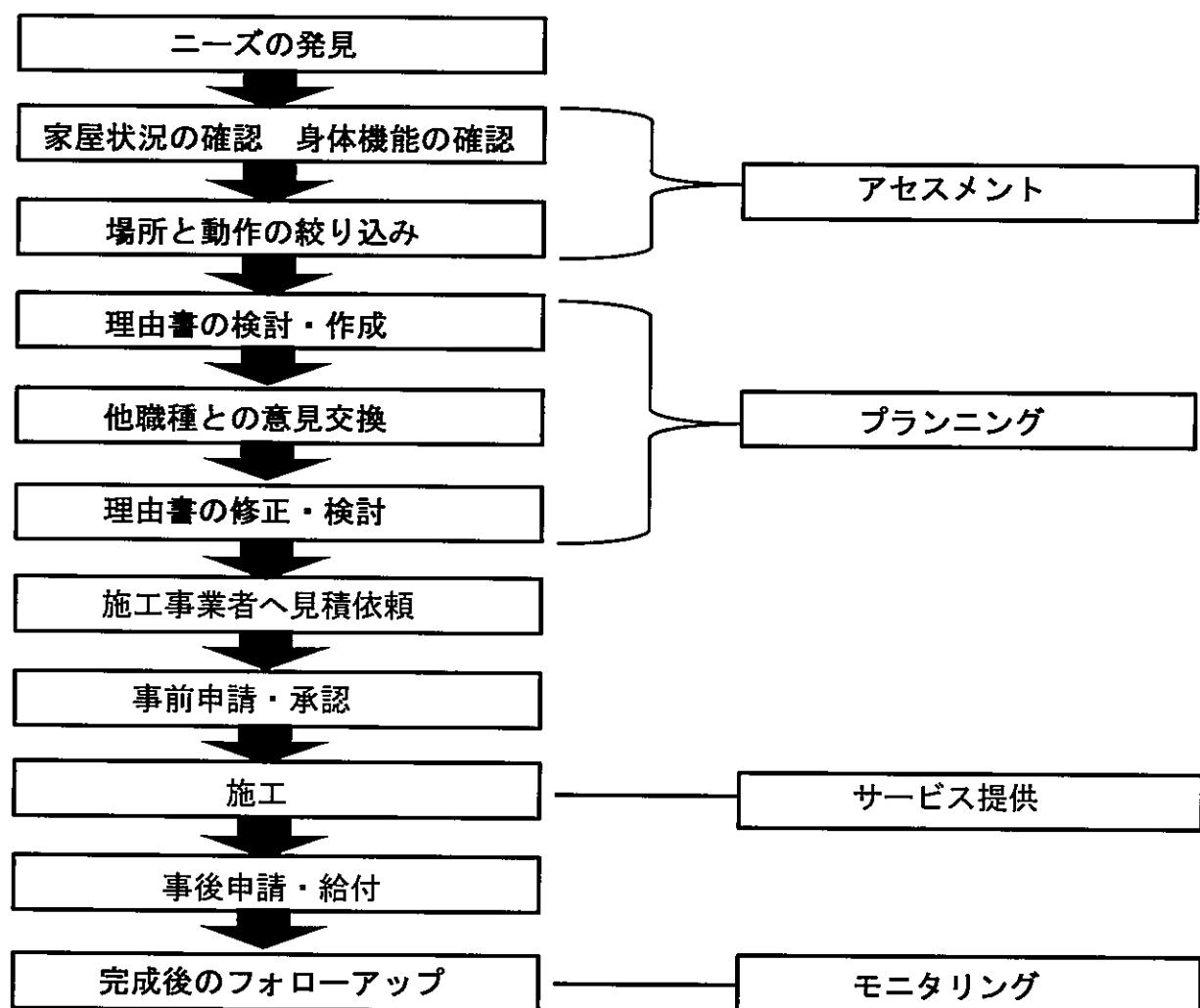
厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修費の種類（平成 12 年 1 月 31 日付老企第 34 号）

2. 「住宅改修にかかる理由書」の役割について

介護保険において、ケアマネージャーは利用者の介護全般に関する相談援助や関係機関との連絡調整を行い、介護保険サービスはケアマネージャーが作成するケアプランに基づき提供されます。

他の介護保険サービスがケアプランを基にして提供されることと同様に、住宅改修も「住宅改修にかかる理由書」を基に提供されることになるため、先に施工事業者の方へ利用者から住宅改修の相談があった際は、必ず担当ケアマネージャーと協議して改修の計画を進めてください。

【住宅改修の流れ】



【ケアプランとの共通部分】

3. 申請書類作成時の注意点について

申請時の書類（申請書、理由書、見積書、図面）の名称の統一をお願いします。（居室、寝室、脱衣所等）

【申請書について】

（別紙、記載例参照）

※ 記載例の様式と異なる様式をお持ちの方は、長崎市のホームページまたは、介護保険課の窓口で現行の様式を取得してください。

【住宅改修にかかる理由書について】

（記載内容については別紙を参照）

1枚目

<基本情報>

被保険者番号、要介護度、認定期間、理由書作成日の誤りが多いので、提出前に再度確認してください。

<総合的状況>

住宅改修のためのアセスメントになります。同居家族については住宅改修の承諾書省略の条件の目安にもなりますので、必ず記載してください。通院等、外出状況についても、改修の目的の根拠となりますので記載してください。

2枚目

住宅改修の具体的な計画になります。

場所、動きを改修箇所ごとに、具体的に記述してください。

複数の動線に関連する箇所は、1つの動線についてのみ具体的に記述し、他は「～と同様」程度の記載でも構いません。（例：寝室から浴室までの動きは排泄と同様）

【見積明細書について】

（別紙、記載例参照）

部材についてはメーカー、商品名、型番等の記載、カタログの添付等により、審査の際に使用部材が特定できるようにしてください。

併せて、部材の設置についてはメーカーの設置基準に従った施工をお願いします。

【図面について】

（別紙、記載例参照）

審査の際、生活動線上の状況を確認していますので、既設手すり等がある場合は、記載をお願いします。

【写真について】

- ・カラー写真をA4の台紙に、L版で2~3枚を貼付してください。印刷でも構いません。
- ・写真には撮影日を入れてください。
- ・段差の事前写真はスケールをあて、段差の程度がわかるようにしてください。
- ・手すりの写真は取り付け部がわかるように写してください。特に長尺のものは両端が切れないように注意してください。
- ・踏み台の写真は固定部が確認できるようにしてください。
- ・設置個所が確認できるよう、周りの状況が分かるように撮影してください。

【承諾書について】

家屋、土地、通路所有者の承諾書は、所有者が同居の家族である場合、省略できます。ただし、同居で無い場合は、家族であっても承諾書が必要となります。

所有者が死亡しており登記を変更していない場合は、実質所有者である相続人の承諾書が必要となります。

配布している承諾書は参考様式なので、状況に合わせて文面を訂正してください。
(例:「家屋」→「土地及び家屋」)

【領収書について】

宛名は被保険者名をフルネームで記載してください。

4. 事前の質問票に対する回答

Q 1 利用者が住民票をかえずに息子宅で生活している。息子宅で住宅改修はできるか。

A 1 介護保険の住宅改修は、住民票上の住所にある現に居住している住宅に対する改修を対象としています。一時的に身を置いている住宅や入院、入所中の一時帰宅のための住宅改修は給付対象となりません。

Q 2 家屋の建て替えの際に、介護保険は利用できるか。

A 2 新築時や増築部分への施工は、資産の形成につながるため、給付対象となりません。

Q 3 ユニットバスを利用した浴室の改修は、介護保険の対象となるか。

A 3 ユニットバスを利用した浴室の改修については、現在の利用者、家屋の状況から必要と判断される改修部分の金額を按分できる場合に限り、その部分を対象とします。按分の根拠としてメーカー作成の部品明細を見積明細書に添付してください。

Q 4 認定申請中で未だ認定結果が分からない場合、認定が下りないと施工できないのか。また、申請は償還払いしか利用できないか。

A 4 要介護（要支援）認定の新規申請中の場合は、認定が下りなかつた際は全額自己負担になることを利用者やその家族に説明し了承を得た場合に限り、事前申請を行い、事前承認後に施工することができます。この場合、事後申請は要介護（要支援）認定を受けた後に行います。

申請は受領委任払いを制限することはありませんが、認定が下りなかつた際の支払い等でトラブルが発生することがあるため、償還払いをお勧めします。

Q 5 入院中の利用者について、退院日に合せ工事を行ったのに退院当日に退院出来ない時の助成制度はどうなるのでしょうか？ 退院後の工事では、施工内容によって直ぐに工事出来ないことがあり、退院直後の生活可能範囲が狭くなるため、機能低下が起こる事が多く有ります。それでも退院後に工事を行わないといけませんか？

A 5 退院、退所前に住環境を整備する必要がある場合は、在宅に戻れなかつた際は全額自己負担になることを利用者やその家族に説明し了承を得た場合に限り、事前申請を行い、事前承認後に施工することができます。この場合、事後申請は在宅に戻った後に行います。

Q 6 手すりを設置する際の取付金具について、メーカーの施工基準に対して長い間隔で施工をした場合の許容範囲はどれくらいか。

A 6 メーカーの施工基準と異なる改修は給付対象としません。

Q 7 工事の途中で、利用者の希望により工事内容を変更した場合、どのような手続きを取ればよいか。

A 7 施工中に工事内容変更の必要が発生した場合は、直ちに工事を中断し、ケアマネージャーに報告して変更の申請を行ってください。事前申請により承認を得た内容と異なる施工を行った場合は、原則として給付対象となりません。

Q 8 床のかさ上げは保険給付の対象となるか。

A 8 床のかさ上げによる段差解消は、スロープ設置や敷居撤去等の小規模な工事で対応できない場合に限り給付対象となります。

Q 9 住宅改修の業者によっては、見積り金額が違うのですか？又、住宅改修の書類の作成でポイントになる所等があれば教えて下さい。

A 9 住宅改修の見積り金額は、施工業者が取り扱う部材のメーカーや仕入れ値、施工方法がそれぞれ異なるため、通常は業者ごとに異なります。書類作成上の注意点については、この研修会や配布する記入例を参考にしていただきたいと思います。

Q10 いろいろな補助金制度との併用関係

A 10 同様のサービスについては、保険給付によるサービス提供が優先される原則があります。そのため、住宅改修に関しては介護保険住宅改修費の支給が優先され、それと重ならない範囲において他の補助制度をご利用いただくことになります。詳しくはそれぞれの補助制度の担当課に確認してください。

消費税率の引上げに伴う取り扱いについて

1 消費税率の引上げについて

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられます。

消費税率は、請負による役務の提供であって物の引渡しを要する場合は、目的物の全部を完成して引き渡した日で判断されることから、引渡しが平成26年4月1日以降となった場合の住宅改修の費用については、消費税率8%が適用されます。

なお、住宅改修にかかる支給限度基準額の20万円については、変更ありません。

2 住宅改修費の申請書類における引渡し日について

「介護保険住宅改修給付券交付申請書」及び「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」においては、「完成（予定）日」欄には「引渡（予定）日」を記載下さい。消費税率を判断するための日付となりますので、正確な記載をお願いします。（以下の説明において、「完成（予定）日」とは、「引渡（予定）日」をいう。）

3 事前申請について

完成予定日が平成26年4月1日以降の場合は、事前申請書に添付する見積書は消費税率8%で作成して下さい。

また、償還払いの場合は3月24日（月）、受領委任払いの場合は3月18日（火）以降の事前申請については、4月に入ってからの承認となりますので、見積書は消費税率8%で作成して下さい。

4 変更申請について

実際の完成日が完成予定日と前後し、適用される消費税率が変更（5%から8%への変更及び8%から5%への変更のどちらも含む。）されることに伴う住宅改修費用の変更については、変更申請書を提出する必要はありません。

5 事後申請について（事前申請時と適用される消費税率が変更になる場合）

ア 支給申請書について

■ 償還払いの場合

「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」の写し（事前審査済印が押され、利用者に送付したもの）に加え、変更後の改修費用で「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」を、再作成し提出して下さい。

■ 受領委任払いの場合

変更後の改修費用で「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」を作成し、提出して下さい。

イ 請求明細書について

変更後の消費税率で作成した請求明細書を添付して下さい。

なお、事前申請時に見積書を税込価格で作成し、消費税額の変更がある場合は、事後申請時に消費税率変更前後の税抜価格及び消費税額を記載したものと提出して下さい。

例) 事前申請が 32, 683円（消費税額等5%含む）の場合

	事前（消費税額5%）	事後（消費税額8%）
小計	31, 127円	31, 127円
消費税	1, 556円	2, 490円
合計	32, 683円	33, 617円

6 見積書及び請求明細書を作成する場合の留意事項

ア 消費税額を算出した後の値引きは行わないで下さい。

例) × 消費税額算出後の値引き

計	87, 595円
消費税（5%）	4, 379円
小計	91, 974円
値引き	▲974円
合計	91, 000円

○ 最後に消費税額を算出

計	87, 595円
値引き	▲928円
小計	86, 667円
消費税（5%）	4, 333円
合計	91, 000円

イ 税込価格で作成する場合は、消費税率を記載して下さい。

例) 32, 683円（消費税額等5%を含む）

7 利用者に対する消費税率引上げに関する説明等について

3月中の完成を予定されている利用者に対して、万一、完成日が4月1日以降になり消費税率8%が適用された場合について、利用者負担額を具体的に示す等により、事前に十分な説明を行い、トラブルの未然防止に努めていただきますようお願いします。

なお、受領委任払において消費税率5%で事前申請書を提出された場合、3月中に発行する「介護保険住宅改修給付券」には、次のお知らせ文を同封する予定にしております。

この「介護保険住宅改修給付券」は、引渡し予定日が新消費税法施行前のため、消費税率5%で算出した金額が記載されております。

実際の引渡し日が、平成26年4月1日以降となった場合は、消費税率8%が適用されることとなり、利用者負担額にも変更が生じますので、ご注意ください。

8 その他

受領委任払において、事前申請時と適用される消費税額が変更になり、利用者への請求前に利用者負担額を確認したい場合は、介護保険課給付係（電話 829-1163）までお問い合わせ下さい。

【参考：利用者負担額等について】

改修費用が保険給付の対象となる住宅改修費の上限額（残額）を超える場合、超過部分については全額利用者負担となりますので、ご注意ください。

例) 78,600円（税抜価格）の住宅改修について消費税額5%で事前承認を受けていたが、引渡し日が平成26年4月1日以降となり、消費税額8%が適用される場合の利用者負担額等

	事前申請 税額5%	事後申請 税額8%		計算式
	改修費用が 残額内に 収まる場合 (ア≤イ)	改修費用が 残額内に 収まる場合 (ア≤イ)	改修費用が 残額を 超える場合 (ア>イ)	
小計（税抜価格）	78,600	78,600	78,600	
消費税	3,930	6,288	6,288	
改修費用合計	82,530	84,888	84,888	ア
保険給付の対象となる 住宅改修費の上限額	200,000 又は 83,000	200,000	83,000	イ
今回の利用者負担額	8,253	8,489	10,188	④ =①+③
うち保険給付の対象費用 に対する1割負担額	8,253	8,489	8,300	③ =ア-② (ア≤イ) =イ-② (ア>イ)
うち保険給付の対象外 利用者負担額	0	0	1,888	① =0 (ア≤イ) =ア-イ (ア>イ)
保険給付額	74,277	76,399	74,700	② =ア×0.9 (ア≤イ) =イ×0.9 (ア>イ) (端数切捨て)

住宅改修の申請に必要な書類について

(申請前のチェックシート等としてご活用ください。)

□ 受領委任払い

事前申請

- 介護保険住宅改修給付券交付申請書（第7号様式）
- 施工承諾書（家屋や土地の所有者が本人でない場合）
- 住宅改修にかかる理由書（第1号様式）
- 見積書（内訳明細）
- 施工内容が分かる図面（改修前及び改修後）
- 施工前の写真（A4の台紙に貼付してください。）

事後申請

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（第13号様式）
- 委任状
- 介護保険住宅改修給付券
- 請求明細書（変更がない場合は、見積書の写しでも構いません。）
- 施工後の写真（固定箇所の見切れがないように撮影したものを、A4の台紙に貼付してください。また、写真には撮影日を入れてください。）
- 領収書の原本（窓口で確認後、コピーを取り返却します。）

□ 償還払い

事前申請

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（第13号様式）
- 委任状（本人口座が無いため家族等の口座に振込を希望する場合）
- 施工承諾書（家屋や土地の所有者が本人でない場合）
- 住宅改修にかかる理由書（第1号様式）
- 見積書（内訳明細）
- 施工内容が分かる図面（改修前及び改修後）
- 施工前の写真（A4の台紙に貼付してください。）

事後申請

- 支給申請書の写し（送付されてきた原本）又は住宅改修確事前認証
- 請求明細書（変更がない場合は、見積書の写しでも構いません。）
- 施工後の写真（固定箇所の見切れがないように撮影したものを、A4の台紙に貼付してください。また、写真には撮影日を入れてください。）
- 領収書の原本（窓口で確認後、コピーを取り返却します。）

介護保険住宅改修給付券交付申請書

給付券交付申請の申請者は、施工業者、家族、ケアマネなど、被保険者本人以外でも構いません。

様

添えて住宅改修給付券の交付について申請します。

申請者氏名	長崎 保子	申請年月日	平成20年 ●月 ●日
申請者住所	〒 850-8685 長崎市 桜町2番12号	本人との関係	本人
		電話番号	(829)1163

* 申請者が被保険者本人の場合は、電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号	0009999999		
	フリガナ	ナガサキ ヤスコ		
	被保険者氏名	長崎 保子	生年月日	昭和 9年 1月 1日
	被保険者住所	〒 850-8685 長崎市 桜町2番22号	性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>

被保険者欄は、被保険者証等で情報を確認し、正確に記入してください。

改修の内容 箇所及び 改修	住宅の所有者		長崎 保子	本人との関係(本人)
	宅地の所有者			本人との関係()
	通路の土地所有者			本人との関係()
	トイレ手すり設置 トイレ段差解消 和式便器から洋式便器への変更		着工(予定)日	年 月 日
			完成(予定)日	年 月 日
	312,322 円	業者	株○○建築設備	

家屋内施工があれば住宅の所有者、敷地内
屋外の施工があれば土地の所有者、敷地外
通路部分の施工があれば通路の土地所有者
を記入してください。

申請から事前許可まで2
週間程度かかることを考
慮し記入してください。
未記入でも結構です。

注: 1. は土地所有者の承認書、2. は土地所有者が住宅改修を行う居宅要介護被保険者等でない場合に限る。)

* 変更がある場合は介護保険住宅改修給付券変更申請を行ってください。

(長崎市記入欄)

□)この申請について、別紙(案)のとおり介護保険住宅改修給付券を交付してよろしいでしょうか。

保存年限 年	公開部分 公・非・部分 (第 号該当)		ファイル分類コード 類 組 目 節			
	起案 年 月 日	決裁 年 月 日	公印使用承認 年 月 日			
T	課 長	拾付係長	係 員			

□介護	□支援	□滞納	□有	□無
認定有効期間 年 月 日				
残額 円				
備考				

第13号様式(第18条関係)

介護保険居宅介護(介護予

(償還払事前申請)

フリガナ	ナガサキ ヤスコ			被保険者欄は、被保険者証等で情報を確認し、正確に記入してください。							
被保険者氏名	長崎 保子			被保険者番号		4 2 2 0 1 4 0 0 0 9 9 9 9 9 9 9 9					
生年月日	明・大(昭) 9年 1月 1日生			性別	男(男) 女(女)						
住宅改修地	住所	〒850-8685 桜町 番地 丁目 2番 22号 電話番号 (839)1163									
	住宅の所有者	長崎 保子			本人との関係(本人)						
	宅地の所有者				本人との関係()						
	通路の土地所有者				本人との関係()						
改修の内容 箇所及び 手すり設置 段差解消				業者名	(株)○○建築設備						
				着工日	平成 年 月 日						
				完成日	平成 年 月 日						
312,322 円											
家屋内施工があれば、住宅の所有者、敷地内屋外の施工があれば土地の所有者、敷地外通路部分の施工があれば通路の土地所有者欄を記入してください。											
長崎市長様 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護(介護予				申請書の提出日を記載して ください。							
平成 20年 ●月 ●日 桜町 番地 住所 丁目 2番 22号				住宅改修費支給申請の申請者は、被保険者本人となります。							
長崎 保子 (印)											

※申請の際は次のものを添付してください。

償還払事前申請 「住宅改修に係る理由書」「見積内訳書」「見取図」「施工前写真」「住宅・土地所有者の承諾書」
受領委任払事後申請 「住宅改修給付券」「委任状」「請求明細書」「施工後写真」「領収書」

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替欄 依頼欄	第0 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目	口座番号						
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金 2 当座預金 3 その他の	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0					
	フリガナ ナガサキ ヤスコ											
口座名義人 長崎 保子												

償還払いの場合、被保険者本人名義の口座を記入します。

被保険者本人が口座を持たない場合は、委任状を添付し、家族名義の口座を記入します。

□介護() □経過()		滞納 □有 □無	決定額	確認	
残高				円	
備考				決定入力	申請入力

第13号様式(第18条関係)

介護保険居宅介護(介護)

(受領委任払事後申請)

フリガナ

ナガサキ ヤスコ

被保険者欄は、被保険者
証等で情報を確認し、正確
に記入してください。

被保険者氏名

長崎 保子

号 4 2 2 0 1 4

被保険者番号

0 0 0 9 9 9 9 9 9

生年月日

明・大昭 9年 1月 1日生

性別

男・女

住宅改修地

〒850-8685

桜町 番地

丁目 2番 22号 電話番号 (839)1163

住宅の所有者

長崎 保子

本人との関係(本人)

宅地の所有者

通路の土地所有者

本人との関係()

着工日、完成日を記入します。

改修の内容
箇所及びすり設置
差解消
奥から洋式便器への取替

業者名 株○○建築設備

着工日 平成20年●月●日

完成日 平成20年●月●日

312,322 円

長崎市長 様

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護(介護予

申請書の提出日を記載し
てください。

平成20年●月●日

住所 桜町 番地
丁目 2番 22号住宅改修費支給申請の申
請者は、被保険者本人と
なります。

長崎 保子

印

※申請の際は次のものを添付してください。

償還払事前申請 「住宅改修に係る理由書」「見積内訳書」「見取図」「施工前写真」「住宅・土地所有者の承諾書」
 受領委任払事後申請「住宅改修給付券」「委任状」「請求明細書」「施工後写真」「領収書」

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替欄 依頼欄	第0 信用金庫 信用組合	銀 行	本 店	種目	口座番号						
		金融機関コード	店舗コード		1 普通預金	2 当座預金	3 その他の	0	0	0	0
	フリガナ	カブシキガイシャ	マルマルケンチケツビ	ダイヒヨウトリシリヤク	マルマルタケシ						
	口座名義人	株式会社 ○○建築設備 代表取締役 ○○建史									

受領委任払いの場合、給付券取扱
事業者の口座を記入します。

援()	口介護()	口経通	滞納	口有	口無	決 定 額	確 認
						円	
	備考					決定入力	申請入力

第1号様式
基本情報は本人を確定する重要な内容です。特に介護度と認定有効期間は正確にお願いします。

住宅改修にかかる理由書

理由書作成日は必ず、住宅改修を必要と判断した日の後の日付になります。

〈基本情報〉

被保険者番号 被保険者氏名	999999 保子	生年月日	M・T・⑤ 9年1月1日	理由書作成日	H 2●年 ●月 ■日
要介護度	1・2	性別	男・女	この住宅改修を必要と判断した日	H 2●年 ●月 ▲日
認定有効期間	平成2●年 ●月 ~ 平成2●年 ■月 ■日	作成者	所属事業所 居宅介護支援事業所○○○	改修前	改修後
住 所	長崎市桜町123番456号 TEL 095-123-4567	資 格	介護支援専門員	●	●
		氏 名	○○ ○○	●	●
				連絡先	○○○-●●●●

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	病歴や特記すべき身体状況（認知症の進行、可動域制限等）、立ち上がりやまたぎ動作、屋内外の移動（伝い歩き、杖歩行、車椅子自走等）といった生活動作の状況について記述してください。	福祉用具の利用	改修前	改修後
介護状況 (主な介護者含む)	同居及びそれ以外の家族構成や家族による介護状況、介護保険サービスの利用状況、介護保険以外のサービス利用状況（医療、地域支援事業等）を記述してください。	<ul style="list-style-type: none">● 車いす (車いす付属品を含む)● 特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)● じょく瘡予防用具● 体位変換器● 手すり● スローパ● 歩行器● 歩行補助つえ● 移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか	この欄には、「基本情報」や「総合的状況」他の欄をふまえ、改修に関する住宅の状況と日常生活動線の情報、住宅改修でどのように生活を変えたいのかを記述してください。施工の具体的な内容については、理由書の2枚目に記入してください。 また、今回の改修で対応しない日常生活動線（排泄、入浴、外出等）がある場合や、通常と異なる施工を行う場合（跳ね上げ手すり、フロアのかさ上げ等）がある場合は、その理由（既設手すりがあり不要等）の記述をお願いします。	住宅改修前に利用している福祉用具、住宅改修後に利用を予定している福祉用具を記入してください。 特定福祉用具以外でも、項目に該当するものがあれば記入をしてください（例：1本杖）	<注> 住宅改修で手摺りを設置する場合は手摺りの欄にチェックの必要はありません。	

① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況（・・なので、・・が改善できる）で困っている		③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント（・・す）することで、・・が改善できる	④ 改修項目（改修箇所）
	<p>口 トイレまでの移動</p> <p>口 トイレ出入口の出入（扉の開閉含む）</p> <p>■ 便座への着座・転げ等からの移乗</p> <p>■ 衣服の着脱</p> <p>■ 拼組時の姿勢保持</p> <p>■ 他の（後悔末）</p>	<p>①の生活動作における困難な状況が発生している場所や、そこでの具体的な動作について記述してください。</p>	<p>できなかつたことをできるようにする</p> <p>■ 転倒等の防止、安全の確保</p> <p>■ 動作の容易性の確保</p> <p>■ 利用者の精神的負担や不安の軽減</p> <p>□ 介護者の負担の軽減</p> <p>□ の他</p>	<p>改修目的・期待効果に沿って、どこにどのような改修を行うことで②の困難な状況が改善されるのか具体的に記載してください。</p>
排泄	<p>口 入浴</p> <p>口 入浴中の移動</p>	<p>改修目的・期待効果を記入し、今回の住宅改修の目的を明確にします。</p>	<p>できなかつたことをできるようにする</p> <p>■ トイレ入り口</p>	<p>段差の解消</p>
外出	<p>口 出入口までの屋内移動</p> <p>口 上がりかまちの昇降</p> <p>口 介いす等、器具の着脱</p> <p>口 服物の着脱</p> <p>口 出入口から敷地外までの屋外移動</p> <p>その他（）</p>	<p>改修目的・期待効果を記入し、今回の住宅改修の目的を明確にします。</p>	<p>できなかつたことをできるようにする</p> <p>■ 転倒等の防止、安全の確保</p> <p>■ 動作の容易性の確保</p> <p>■ 利用者の精神的負担や不安の軽減</p> <p>□ 介護者の負担の軽減</p> <p>その他</p>	<p>口 引き戸等への扉の取替え</p>
その他			<p>できなかつたことをできるようにする</p> <p>■ 便器の取替え</p> <p>（和式便器から洋式便器）</p> <p>■ 滑り防止等のための床材の変更</p> <p>（トイレ）</p>	<p>改修内容を工事の種類ごとに整理し、改修箇所を具体的に記入してください。</p>

宛名は被保険者名(フルネーム)

代表者名および
代表者印、または
会社印および担
当者名 tel、fax

見積明細書 記載例

長崎 保子 様住宅改修工事(浴室)
合計は ¥375,130
税込金額

式会社〇〇建築設備
代表取締役 〇〇 ×雄

EP

諸経費は本工事の20%以内

358,820

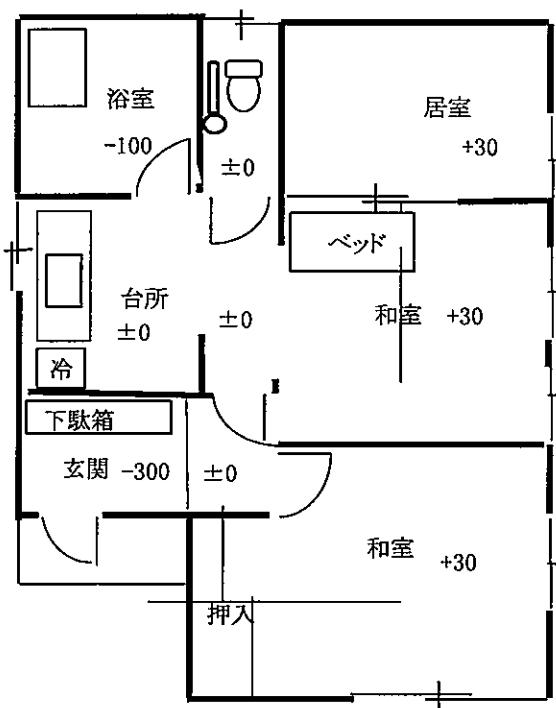
消費稅

消費税の1円未満
は切り捨て

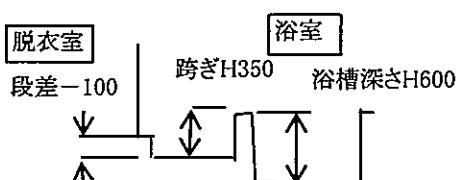
図面
記載例

長崎 保子 様住宅改修工事

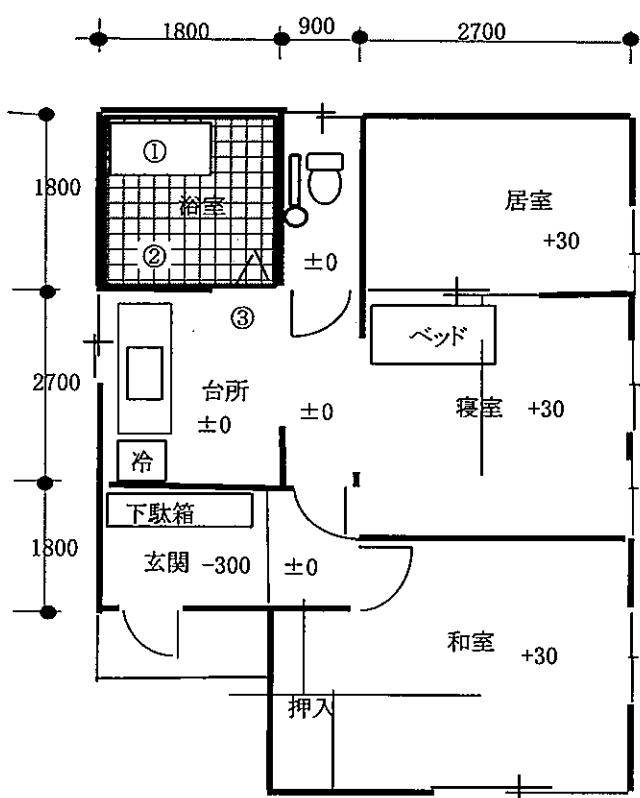
改修前



施工前 浴室断面図



改修後



- ①段差解消による浴室床面の嵩上げを行う
- ②段差解消により浴槽を浅い物へ取り換える
- ③移動の円滑化の為片開き扉を折り戸に取り換える

浴室改修工事

- ①浴槽取り換え
- ②浴室床嵩上げH-100
- ③折り戸に取り換え

施工後 浴室断面図

